

令和 7 年度 介護の仕事魅力発信事業実施業務委託 仕様書

1 委託業務名 令和 7 年度 介護の仕事魅力発信事業実施業務

2 業務の目的

高齢化の進展により、働き手を増やす必要がある介護の現場において、将来を担う若手職員を確保するために、中高生及びその保護者に対して介護のイメージアップを図る必要がある。

しかし、中高生及びその保護者の介護に関する認識や認知度が低く、実は、離職率が高くない、残業が少ない、給料が上昇傾向であるという実態があまり知られていないため、進学や就職の選択肢に入らない面がある。

そのため、まずは、中高生が介護に関する情報や魅力に接触するようなアプローチを中高生及びその保護者に行うことにより、介護分野への就職や進学を促進することを目的とする。

3 委託期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 1 9 日（木）まで

4 主なターゲット

- (1) 県内の在住の中学生及び高校生
- (2) 上記(1)の保護者（中高生の進路選択に強い影響を与えると想定される者）

5 委託内容

(1) から (3) のとおり。

なお、中高生及びその保護者が介護に関する情報を受け取る機会を可能な限り多く確保するため、多様な媒体の活用や多くの発信回数を確保するなど、情報発信を重点化すること。（県が過去に作成したコンテンツ等も活用可）

(1)魅力発信プロモーション活動

SNS による情報発信

ア 県が所有する SNS アカウント(Instagram)により情報発信を行うこと。

発信する情報に関する情報収集、取材、記事等の作成及び発信を行うこと。

なお、県は、既存コンテンツ及びその内容に関する情報の提供を行う。

イ 効果的な広告宣伝により、SNS に載せた既存コンテンツ又は新規作成コンテンツ（以下「コンテンツ等」という。）へのアクセスを促進すること。

ウ 介護に対するイメージを向上させ、介護の仕事にかかるポジティブな面の魅力を感じてもらうための工夫を行うこと。

エ 福祉や介護に対しての関心の有無に関わらず、コンテンツ等に興味を持ってもらうための独創的な工夫を行うこと。

オ 中高生が進路を選択する際に、介護分野を選んでももらえるよう、介護の仕事の魅力を具体的かつ分かりやすく紹介（介護ロボット等の活用による働きやすい職場環境、外国人との協働、仕事と育児の両立など、具体的要素を盛り込むこと）する内容とすること。

カ 提案された企画に基づき、定期的な(1 か月あたり 4 回以上)情報発信を行うこと。

キ 情報発信のうち 4 回以上は、県が契約後に指定するテーマに基づいてコ

ンテンツを作成すること。

県内学校や介護業界の団体等、第三者が活用できるコンテンツの作成

ア 学校のキャリア教育等の授業や、関係機関・介護事業所等による介護の仕事の魅力発信の取組で活用できる動画や記事を作成すること。

イ 動画を作成する場合は、以下の項目に沿ったものとする。

パソコン、タブレット及びスマートフォンでの視聴ができること。

動画（本編）は5分以内のものとし、必要に応じ、プロモーション用として15秒程度の短編版も作成すること。

作成した動画は、県公式 Youtube に掲載する場合がある。掲載にあたっての県広報課との調整は県側で行う。

その他、令和7年度及び令和8年度以降、県が県公式ホームページ等へのアップや、他の県事業においても利用することがあるため、企画・出演者・デザイン・音楽などの権利関係はあらかじめ調整しておくこと。

監督、出演者及び撮影場所等の動画作成に必要な者及び場所については、受託者が手配すること。

TVCＭ・情報誌等の媒体による発信

ア 上記4(2)のターゲットを中心に、多くの方に見てもらえる情報媒体による発信を行うこと。

イ 発信内容は、中高生の進路選択の際に介護分野を選んでもらえるよう、若者又は保護者に訴えかける内容とし、上記 及び におけるコンテンツを活用しての活動を提案することも可能とする。

(2)プロモーション用パンフレット「Ichigo Kaigo」の周知及びアンケート回答促進

ア 「Ichigo Kaigo」について、上記4(1)(2)のターゲットを中心に、多くの方に見てもらえる情報媒体により発信し、「Ichigo Kaigo」の P.15 掲載の読者アンケートの回答を促進させること。

イ 県は10～12月頃に県内中学2年生・高校2年生（約24,000人）へパンフレットを配布する予定であり、アの発信も同時に行うよう想定している。ただし、別の効果的な手法で発信することも可能とする。

ウ パンフレット内のアンケート回答を促進するため、回答者に対して抽選で景品提供等を実施するなどアンケート回答者を確保するキャンペーンを行い、回答の目標数を示すこと。

(3)展開

上記(1)や(2)の取組について、提案された企画に基づき、より多くの方から見てもらえるよう、受託者は効果的かつ積極的な広告宣伝を行うこと。

また、プロモーションによるターゲットへのアプローチ方法や効果について、その実現性を具体的な数値を用いて示すこと。（活用する媒体や頻度を以下の例などにより示すこと。）

（例）・特設サイトへのアクセス数 ・動画の再生回数

・プロモーション記事等の掲載数 など

なお、県では、介護事業所向けメルマガでの周知が可能であり、それらの周知を

依頼する際には、受託者が掲載案を作成すること。

6 既存コンテンツ及び参考情報

(1) 既存コンテンツ

長寿社会課公式 Instagram

「カイゴノゴカイ！？フクシノシフク」(@nagasaki_choju_kaigozinzai)

長崎県長寿社会課ホームページ「介護のしごと魅力発信ページ」

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/kaigojinnzaikakuho/kaigomiryoku/>

「長崎県 介護 魅力発信」で検索

県の特設サイト「カイゴノゴカイ！？フクシノシフク」

<https://nagasaki-kaigo-shigoto.jp/archive/>

「長崎県 介護 魅力発信」で検索

長崎県介護のしごと魅力伝道師

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/kaigojinnzaikakuho/kaigodendoushi/>

「長崎県 介護のしごと魅力伝道師」で検索

N は一と（長崎うれしかハート介護事業所）

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/kaigojinnzaikakuho/kaigo-ninsyouhyouka/>

「長崎県 N は一と」で検索

Wel なが（福祉の無料職業紹介所、求人求職サイト）

（ <https://www.welnaga.jp/> ） 「Wel なが」で検索

(2) 参考情報

令和7年度 長崎県が実施する介護人材の確保・定着に関する取組

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/kaigojinnzaikakuho/jinzaitorikumi/489752.html>

「長崎県 介護人材 確保・定着」で検索

7 予算額

4,059,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

8 事業計画書の提出

委託契約締結時から2週間以内に、以下のことを記載した事業計画書(任意様式)

を提出し、県の承諾を得ること。

- (1)業務完了までのスケジュール
- (2)業務実施体制

9 成果品

データ一式

再生及び複製が可能なデータ形式とすること。

プロモーション活動内容一式

納品先は県長寿社会課とする。

10 業務完了時に提出すべき書類

- (1)提出物 9の成果品及び業務完了報告書
- (2)提出期限 令和8年3月19日(木)
- (3)提出方法 持参又は郵送(簡易書留)
- (4)提出先 長崎県 福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班
(〒850-8570 長崎市尾上町3番1号)

11 その他特記事項

- (1)実施にかかる費用はすべて受託者負担とする。
- (2)上記「4 委託内容」に記載のない内容については、採用された企画提案書をもとに、県と受託者で協議を行い詳細な内容を決定すること。なお、受託者決定後、協議のうえで、採用された企画を一部変更することがある。
- (3)受託者は、業務を実施するにあたり、県と十分な調整を行うこと。また、完成までに県による内容確認(修正指示を含む)を複数回行う機会を設けること。
- (4)受託者は、緊急の打合せ等が必要な時には、迅速に対応すること。
- (5)委託業務を円滑に遂行するため、県は受託者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- (6)本業務について、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、県と協議のうえ決定する。
- (7)受託者は、本業務の管理業務を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。
受託者は、管理業務を除く業務の一部を再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記のうえ、再委託する業務の内容、制作の体系図及び工程表を事前に書面で提出し、県の承認を得なければならない。
- (8)受託者は、本業務の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等の際には、協力すること。
- (9)受託者は、本業務の履行にあたり、第三者の著作権を侵害してはならない。
- (10)本委託業務により生まれた著作権等の知的財産については、すべて県に帰属する。
また、受託者は、著作者人格権を行使しないこととする。